

第 50 回 江戸時代松江市中の糞尿処理事情

作物を育てる肥やしに現代農業では化学肥料が主に使用されていますが、江戸時代には天然肥料しかありませんでした。天然の肥料として村々の山野で自生する草や樹木の葉や茎が枯れると、それをそのまま田畑の下肥に埋めるやり方（刈敷）でした。

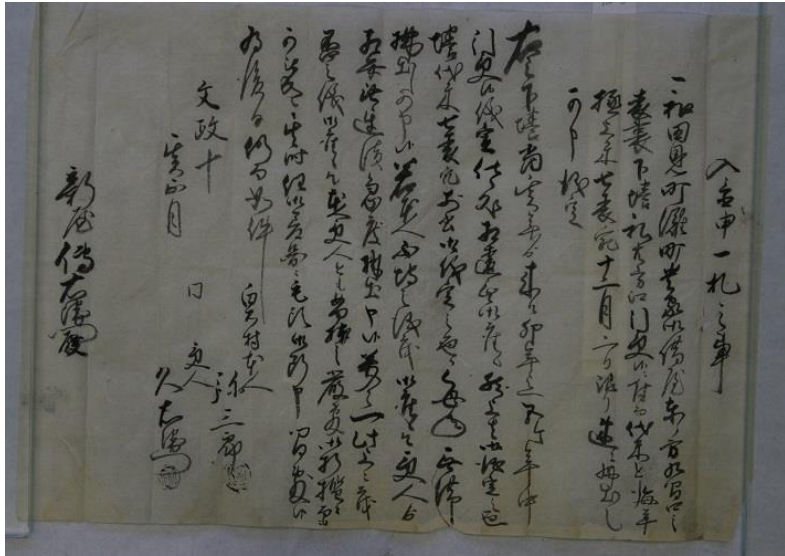
これは時として村同士の山林争いにも発展してしまうこともあったのです。しかし、肥やしの為だけでなく、生活燃料としての木々・草木が村人の生活には不可欠であったことも争いの要因になったのです。

こやしには山野の刈敷の方法以外に金肥があります。これは下肥・米糠（こめぬか）・麦粕（しめかす）・干鰯（ほしか）などの他に海藻の藻葉（もば）なども貴重な肥料でした。特に畑で育つ蔬菜（そさい）には下肥が欠かせない肥料でした。

では、農民たちは肥料として大量に要した屎尿（しにょう）をどのように入手していたのでしょうか。これらのことは近年、江戸の町のリサイクルとして研究が進んでいます。江戸近郊の農民たちが江戸まで出かけて下肥を手に入れていたそうです。

松江の近郊の農村も江戸と同様に、松江市中の屎尿を入手していたことがわかります。

これまで、このような文書は見つかっていませんでしたから貴重な史料です。このほか同様の文書が4枚ほど見つかっています。文政10年（1827）の文書を紹介します。



「 入置申一札之事

一、和田見町灘町貴家御借家東ノ方九間口之表裏下こやし私共方江引受二付而代米々毎年

極上米七表宛十二月二日限り速二払出し可申議定

右之下こやし当亥年より来卯年迄五ケ年中引受候儀定仕候如相違無御座候然上者儀定之通

代米七表宛別書御儀定之通り毎年無滞払出し可申候若本人不埒之儀茂御座候ハ、受人相弁無

滞急度払出申候萬一此上二茂ノ否之儀御座候ハ、本人受人とも如何様之儀敷御折檻二而も

可被成候其時任御差図二毛頭御断申間敷候為後日依而如件

文政十亥正月白石村本人弥三郎 (印)

同受人久右衛門 (印)

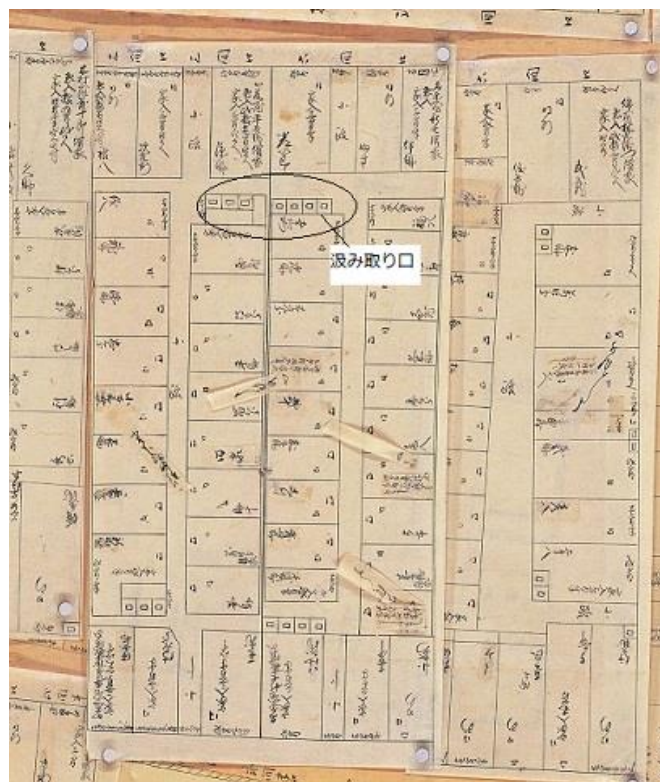
新屋伝右衛門殿 (※下線「こやし」は土へんに養)

これによると、汲み取り契約年限は5年間で、1年間に屎尿を得る代わりとして、毎年12月2日までに極上米7表を渡すことを新屋伝右衛門と契約したものです。その屎尿汲み取りの場所は新屋の和田見町と灘町の借家でしたが、それも東の方の9間口の借家の裏表ということです。このような借家には便所がどのように配置されているかを「松江白潟町絵図」

でみてみます。和田見町の六間口長屋に8個の汲み取り口が書かれ、それは入り口と長屋の奥に4個宛、5間口は4個などがあったようです。そして長屋数は大体20軒から25軒位です。

この文書の白石村の弥三郎は定期的にこの9間長屋のおそらく8口か9口の汲み取り口から屎尿を得ていたと思われます。この代米の極上米7表が、汲み取る屎尿の対価としてどのように計算されたかわかりませんが、約20軒分（何人かは不明）1年間の代価でした。

けれど、江戸時代の排泄物には格差がありました。土分の上級屋敷や大店の下肥は上級、一般の土分や家持町人クラスは中級、裏長屋は下級に位置付けられていて、そのランクによって代価が決まったと思われます。食する食べ物の等級によってこのように格差をつけたのです。この長屋の屎尿ランクは下級だった事でしょう。



この文書のほかの3通もいずれも新屋の長屋の下肥で、米5表（天明7年（1787））、切米望みのまま（寛政2年（1790））米6斗（文政9年（1826））等と契約されています。

さて、この代価としての米は排泄した人たちに還元されたかという、そうではないようです。長屋の大家の収入となっていました。そして、どのような文書にもあることですが受人（保証人）がしっかり整っています。もし、本人が肥やしだけ汲み取って年末の代米を未納にしたとき受人が代って支払う約束です。

それから、いつ汲み取りに来るのかさまざまな状況があったでしょうが、和田見町新屋分家の手代太助の日記『大保恵日記』の中に次のような一文があります。

嘉永5年正月17日のことです。「政次郎（太助の息子）夕方より竹矢村へ肥やし取りに来る様こと使いに行き、戻り夜中津田松原にて大橋様（家老の大橋茂右衛門）に出会候由」

このように、定期的に契約者が来ないときとか、一杯になった時など、汲み取りに来るよう連絡したと思われます。

この問題はまだ、調べなくてはならないことの多いテーマですが、文書・史料が少ないのが現状です。

別のことになりますが、夜中に藩家老とであったこの後、松江藩にしばらくして藩政の嵐が訪れる前触れでした。

(平成27年11月12日／史料編纂室内田文恵)